

【別紙 20-1】利用料金等の考え方

(令和3年2月修正)

※現在、検討している利用料金等の考え方であり、検討に応じて変更する可能性がある。

1 利用料金・行政財産貸付料の考え方

料金別の帰属、納入者、料金の決定方法については以下のとおり。

種類	収入の帰属	納入者	利用料金等の決定方法	
			提案者	決定方法
施設利用料金（個人）	事業者	利用者	事業者	(1) 条例
施設利用料金（貸切）	事業者	利用者	事業者	(2) 条例
その他諸室・設備利用料金	事業者	利用者	事業者	(3) 条例
駐車場利用料金	事業者	利用者	事業者/県	(4) 条例
自由提案事業にかかる料金	事業者	利用者	事業者	(5) 提案
自動販売機の設置及び自由提案事業に係る行政財産の貸付料等	県	事業者	事業者	(6) (7)

2 利用料金

(1) 個人利用

個人利用の利用料金は、県が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、県の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定しており、周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること。

施設名	区分	上限額（税込） （一人あたり）
50m プール 25m プール	9:00~22:00	500 円/回
トレーニング室	9:00~22:00	250 円/時間
屋内クライミングウォール	9:00~22:00	150 円/時間

※児童・生徒は、上記金額を2で除して得た額以下とすること。

※上記は、一人一回の利用料金の設定にあたり上限を定めるものであり、団体割引や年齢別の料金や回数券、定期券の発行を妨げるものではない。

【別紙 20-2】利用料金等の考え方

(2) 貸切利用

貸切利用の利用料金は、県が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、県の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定している。周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること。

施設名	区分	上限額（税込） （1時間あたり）
50m プール （全面）	9：00～22：00	9,600 円/時間
50m プール （1レーンあたり）	9：00～22：00	1,000 円/時間
25m プール （全面）	9：00～22：00	4,800 円/時間
25m プール （1レーンあたり）	9：00～22：00	600 円/時間
多目的スタジオ	9：00～22：00	1,350 円/時間
屋外クライミングウォール	9：00～22：00	350 円/時間

※上記にない施設の貸切利用は想定しない。

※児童・生徒の団体は、上記金額を2で除して得た額以下とすること。

なお、50mプール・25mプールを貸切利用する場合で、入場料を徴収する場合又はアマチュア・スポーツ以外に利用する場合の利用料金の設定は、次のとおりとすること。

区分	入場料徴収あり	入場料徴収なし
アマチュア・スポーツに利用する場合	上記の2倍	上記の金額
アマチュア・スポーツ以外に利用する場合	上記の20倍	上記の10倍

(3) その他諸室・設備

その他諸室・設備の利用料金は、県が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、県の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定している。周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること。

諸室・設備名	区分	上限額（税込） （1時間あたり）
会議室	9：00～22：00	2,900 円/時間
役員室	9：00～22：00	1,400 円/時間
貴賓室	9：00～22：00	500 円/時間
音響・放送設備	提案	提案
大型表示装置	提案	提案
その他設備・備品	提案	提案

(4) 駐車場

駐車場の利用料金は、県が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、県の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定している。周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること。

単位	種類	利用料金
1台1時間当たり (1日あたり上限)	普通自動車（乗員定員11人以上）	各 200 円/時間
	大型特殊自動車	(上限 1,200 円/日)
	普通自動車（乗員定員10人以下）	各 100 円/時間 (上限 600 円/日)
	小型自動車（二輪自動車を除く）	
	小型特殊自動車	
	軽自動車（二輪自動車を除く）	各 50 円/時間 (上限 300 円/日)
	二輪自動車	
原動機付自転車		

(5) 自由提案事業の料金

自由提案事業に関して利用者が支払う料金は、事業者が徴収するものとする。料金の設定は事業者の提案に委ねるが、設定に当たっては、本施設が公の施設であることを踏まえ、周辺の類似施設、類似サービスと比較して料金設定に乖離が生じないよう配慮すること。

(6) 自動販売機を設置する場合の行政財産の貸付料（年額）

自動販売機を設置する場合の1台当たりの行政財産の貸付料（年額）は、①及び②を合算した基本貸付料（年額）に、事業者が提案する額を加えた額とする。

なお、貸付契約は3年ごとに更新することとし、基本貸付料（年額）についても原則3年ごとに改定する。

① 1台当たりの基本貸付料（年額） 10,000円

② ①に係る消費税相当額

※貸付期間中に消費税等の率の変動した場合は、変動後の率を適用する。

(7) 自由提案事業に係る行政財産の貸付料（年額）

自由提案事業に係る行政財産の貸付料（年額）は、以下の算定式に基づき算出した①から③を合算した基本貸付料（年額）に、事業者が提案する額を加えた額とする。

なお基本貸付料（年額）の算出は、事業者が提案する「本施設の建築面積」「本施設の延床面積」「附帯施設の面積」に基づき行う。

なお、貸付契約は5年ごとに更新することとし、基本貸付料（年額）についても原則5年ごとに改定する。

【土地の基本貸付料（年額）】

$$\textcircled{1} \quad 75,000\text{円}/\text{m}^2 \times \text{本施設の建面積} \times \frac{\text{附帯施設の面積}}{\text{本施設の延床面積}} \times \frac{4}{100}$$

※「75,000円/m²」は、近傍類似地の固定資産税評価額を基に算出

※「建面積」は、1階の床面積とする。

【建物の基本貸付料（年額）】

$$\textcircled{2} \quad 180,000\text{円}/\text{m}^2 \times \text{附帯施設の面積} \times \frac{7}{100}$$

※「180,000円/m²」は、鉄筋コンクリート造の場合の1m²当たりの建物再建築価格

【消費税】

③ ①及び②に係る消費税相当額

※貸付期間中に消費税等の率が変動した場合は、変動後の率を適用する。

【火災保険料相当額】

$$\textcircled{4} \quad \text{本施設の火災保険料} \times \frac{\text{附帯施設の面積}}{\text{本施設の延床面積}}$$

※①及び②の「本施設の建築面積」「本施設の延床面積」又は「附帯施設の面積」に1m²未満の端数があるとき又は面積の全部が1m²未満であるときは、その端数面積又はその全面積は1m²とする。

※①から④の額に円未満の額がある場合には、これを切り捨てた額をもって貸付料の額とする。

《基本貸付料（年額）の算出例》

(条件)

- a 構造：鉄筋コンクリート造
- b 本施設の建面積：7,344.32m²
- c 本施の延床面積：13,000.00m²
- d 附帯施設の面積：124.91m²
- e 火災保険料額：770,000円/年

【土地の基本貸付料（年額）】

$$\textcircled{1} \quad 75,000\text{円}/\text{m}^2 \times 7,345\text{m}^2 \times (125\text{m}^2/13,000\text{m}^2) \times (4/100) = 211,874\text{円}$$

【建物の基本貸付料（年額）】

$$\textcircled{2} \quad 180,000\text{円}/\text{m}^2 \times 125\text{m}^2 \times (7/100) = 1,575,000\text{円}$$

【消費税】

$$\textcircled{3} \quad (\textcircled{1} \quad 211,874\text{円} + \textcircled{2} \quad 1,575,000\text{円}) \times 10\% = 178,687\text{円}$$

【火災保険料相当額】

$$\textcircled{4} \quad 770,000\text{円} \times (125\text{m}^2/13,000\text{m}^2) = 7,403\text{円}$$

$$\text{基本貸付料（年額）} = \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} = \underline{1,972,964\text{円}}$$